

平成 19 年 6 月 11 日

各 位

上場会社名 株式会社ダイサン
代表者名 代表取締役社長 三浦基和
(コード番号 4750 大証第2部)
問合せ先 取締役管理本部本部長 住川章雄
(TEL: 06 - 6243 - 6341)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 7 月 18 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 取締役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに社外取締役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として、変更案第 32 条(取締役の責任免除)を新設し、現行定款第 32 条から第 40 条までを 1 条ずつ繰り下げるものであります。

なお、本規定の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として、変更案第 42 条(監査役の責任免除)を新設し、現行定款第 41 条以下を 2 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 7 月 18 日(水)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 7 月 18 日(水)

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
	<p><u>第32条</u> 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第32条(条文省略)</p>	<p>第33条(条文省略)</p>
<p>~</p>	<p>~</p>
<p>第40条(条文省略)</p>	<p>第41条(条文省略)</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(監査役の責任免除)</p>
	<p><u>第42条</u> 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第41条(条文省略)</p>	<p>第43条(現行どおり)</p>
<p>~</p>	<p>~</p>
<p>第44条(条文省略)</p>	<p>第46条(現行どおり)</p>

以上